

法と教育学会・第11回学術大会（オンライン開催）
新型コロナウイルス対応についての高校生・大学生の疑問を深く考える
—法教育において現在進行形の社会的課題をどのように扱うか—

新型コロナウイルス（Covid-19）の蔓延によって、さまざまな社会的な課題が生じている。令和2年4月7日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき1都6県を対象として緊急事態宣言が発出され、「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれ」や「国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれ」に対して、「国民が一丸となって、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出の自粛、後述する『三つの密』を避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することが必要である。」とする政府の基本的対処方針が示された。その後、同年4月16日には緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大され、全国一律に外出自粛や施設の使用制限の協力要請等（特措法第24条9項、第45条）が行われることになった。これは、法的強制力を伴わない協力要請であったにもかかわらず、自発的に営業自粛を行わない一部の業界や店舗に対する圧力（自粛警察）や都会からの帰省者に対する非難等、社会の「同調圧力」が目に見える現象として表面化した。他方で、令和2年4月20日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定されて、国民一人あたり10万円の特別定額給付金が支給されることになったが、これは、一定水準以上の所得減少者に対してのみ30万円の給付金を支給するとの当初案が短期間のうちに変更されたものであった。

こうした社会状況を踏まえて、企画委員会では、新型コロナウイルス対策のあり方に関する大学生や中・高校生の疑問を質問紙により収集し、それらの疑問について「深く考える」ことを通じて法教育における「現在進行形の社会的課題」の扱い方を検討することを企画した。当学会の初代理事長を務められた大村敦志教授の表現をお借りするならば¹、社会や法に対する市民の認識を深めていくためには「知っていると思っていることを問い直す」営みが不可欠であり、「深く考える」とは、当学会の設立趣意書が「国民一人ひとりに浸透させる」ことを目指している「自由と責任、権利と義務、正義・公正、立憲民主主義等といった法の基本理念」を問い直すことを意味している。

¹ 大村敦志『民法のかたちを描く——民法学の法理論』（2020・東京大学出版会）165頁

分科会Aでは、外出や営業の規制（自粛要請）と給付金のありかたに関する大学生や中・高校生の疑問について深く考えたい。実際に採られた政策は、制度の簡素化や迅速性を重視し、必ずしも国民一人一人が置かれている状況や属性を考慮しないものであったが、アンケート結果によれば、それでも迅速性に欠けたという趣旨の意見が多く見られた一方で、公平性（特に世代間の公平性）に疑問を呈する意見や、「必要なひとに即座にお金を届けるために国民全員に配るという手段は無駄が多すぎるのではないか」というように効率性に疑問を呈する意見も少なからず見受けられた。また、とりわけ布マスクの一律配布に対しては、「もっと必要などころにお金を使うべき」として効率性に疑問を呈する意見が数多くあった。日本弁護士連合会「市民のための法教育委員会」事務局長として法教育の実践に携わってきた法律実務家（荒川弁護士）による授業提案を受けて、法哲学者（大屋先生）、教育学者（藤井先生）、教育実践者（升野先生）が多様な観点から議論し、中学校社会科公民的分野の学習指導要領において示されている「効率と公正」の観点から授業づくりを模索する。

分科会Bでは、法的強制力を伴わない経済活動等の規制のあり方に関する大学生や中・高校生の疑問について深く考えたい。アンケート結果によれば、人々の「自粛」に頼ることなく、感染拡大の原因となることが想定される事業者への法的な強制力を伴う休業要請と損失補償をセットで行うべきだとする意見が見られた。日本弁護士連合会「市民のための法教育委員会」委員であり豊富な法教育授業の実践経験を有する法律実務家（春田弁護士）による授業提案を受けて、憲法学者（宍戸先生）、教育学者（加納先生）、教育実践者（小貫先生）が多様な観点から議論し、米国の代表的な法教育カリキュラムにおいては第一単元であるものの我が国では必ずしも多くの授業実践例があるとは言えない「権威（公権力）の必要性、役割、限界」の観点から授業づくりを模索する。

本シンポジウムはオンラインで実施して、ライブ配信を行います。学会員でなくても視聴可能ですから、法と教育の関係者はもとより、我が国の将来を担う中・高校生、大学生を含めた多くの皆様に御視聴いただけることを期待します。